

宇治市監査委員公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和元年 7 月 24 日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日
令和元年 5 月 21 日（宇治市監査委員公表第 8 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 人権環境 部 男女共同参画 課
監査期間 平成31年 2月 1日 ～ 3月 26日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
<p>使用料収入状況について 入金の遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>自動車駐車場使用料・男女共同参画支援センター使用料の入金遅れにつきましては、早急な是正を実施し、調定後すみやかに入金するよう改善いたしました。今後も入金遅れが生じないように、事務の適正化に努めてまいります。</p>